

「ジコホール」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成17年1月31日、厚生労働省、経済産業省及び環境省は、ジコホールについて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）第2条第2項に該当する第一種特定化学物質（※）として定める旨の政令案を公表した。

ジコホールについては、昭和48年以来、食品衛生法に基づく残留基準を設定している。

このため、食品中に残留する農薬としての安全性評価についても再検討する必要があると判断し、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 「ジコホール」の概要

本剤は、殺ダニ剤であり、昭和31年に農薬登録がなされたが、平成15年10月、経済産業省によりジコホール（別名、ケルセン）について、難分解性かつ高蓄積性があると判断される物質として公表されたことを踏まえ、平成16年3月、製造メーカーからの申出により、農薬登録が取り下げられた。

食品衛生法に基づく本剤の残留基準については、現在、みかん、りんご、ぶどう等に設定されている。

国際的には、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）において毒性評価が行われており、直近では平成4年にADI 0-0.002mg/kg 体重/day が設定されている。また、トマト、ぶどう等に国際基準が設定されている。諸外国においては、米国、カナダ、オーストラリアをはじめ、多数の国々において登録されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ジコホール」の食品中の残留基準の見直しについて検討する。

※ 化審法第2条第2項

この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ及びロに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

（1）継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

（2） 略

二 略